



平成 27 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 : 株式会社トプコン
代 表 者 名 : 代表取締役社長 平野 聡
(コード番号:7732 東証第一部)
問 合 せ 先 : 取締役兼執行役員
経理本部長 秋山 治彦
(電話番号 03 (3558) 2536)

株式売出し並びに主要株主である筆頭株主及び その他の関係会社の異動に関するお知らせ

平成 27 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において、株式会社東芝による当社株式売却の決定を受け、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせ申し上げます。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①及び②の合計による当社普通株式 29,694,100 株
種 類 及 び 数 ① 下記（4）記載の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 28,644,100 株
② 下記（4）記載の海外販売に関して引受人に付与される当社普通株式を追加的に買取権（以下「追加買取権」という。）の対象株式の上限として当社普通株式 1,050,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 株式会社東芝 29,416,800 株
売 出 株 式 数 東芝保険サービス株式会社 277,300 株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 9 月 8 日（火）から平成 27 年 9 月 10 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。共同主幹事会社は需要状況等の把握を共同で行い、また配分については協議の上行う。
なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」という。）されることがあり、かかる海外販売に関して株式会社東芝は引受人に上記(1)②に記載の追加買取権を付与する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 受 渡 期 日 平成27年9月16日（水）から平成27年9月18日（金）までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 平野聡に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,150,000株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から3,150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一である。
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 平野聡に一任する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的等

当社は“Creativity & Growth”「創造力と成長」のスローガンのもと、独創的な発想により成長市場で事業を拡大し、利益ある持続的成長を実現するために取り組んでおります。

本売出しにより当社戦略の皆様へのより一層の理解を促し、株主層の拡大、株式の分布状況の改善及び流動性の向上が期待できるものと考えております。

なお、本売出し実施後も売出人である株式会社東芝との業務関係については継続する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 3,150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,150,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から平成 27 年 9 月 28 日（月）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 9 月 18 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュューオプションを行使することにより返却されます。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、上記記載の取引に関し、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 27 年 8 月 31 日開催の取締役会において決議した前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれるものであります。

2. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しなくなる株主の概要

- | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------------------------|--|--------------------------|-------------|-------|-------------|-----------|-------|------------|-------|
| (1) 名称 | 株式会社東芝 | | | | | | | | | | |
| (2) 所在地 | 東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 | | | | | | | | | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役社長 室町 正志 | | | | | | | | | | |
| (4) 事業内容 | パソコン・液晶テレビ等のデジタルプロダクツ事業、半導体製品等の電子デバイス事業、電力・社会インフラ事業等の社会インフラ事業 | | | | | | | | | | |
| (5) 資本金 | 439,901 百万円 | | | | | | | | | | |
| (6) 設立年月日 | 1904 年 6 月 25 日 | | | | | | | | | | |
| (7) 連結純資産 | 1,908,504 百万円 | | | | | | | | | | |
| (8) 連結総資産 | 6,975,950 百万円 | | | | | | | | | | |
| (9) 大株主及び持株比率 | <table border="0"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)</td> <td>5.12%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)</td> <td>4.42%</td> </tr> <tr> <td>東芝持株会</td> <td>2.75%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険(株)</td> <td>2.72%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>2.60%</td> </tr> </table> | 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) | 5.12% | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 4.42% | 東芝持株会 | 2.75% | 第一生命保険(株) | 2.72% | 日本生命保険相互会社 | 2.60% |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) | 5.12% | | | | | | | | | | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 4.42% | | | | | | | | | | |
| 東芝持株会 | 2.75% | | | | | | | | | | |
| 第一生命保険(株) | 2.72% | | | | | | | | | | |
| 日本生命保険相互会社 | 2.60% | | | | | | | | | | |
| (10) 上場会社と当該その他の関係会社の関係 | <table border="0"> <tr> <td>資本関係</td> <td>株式会社東芝は、本日現在、同社子会社と合計で、当社株式を下記 3. に記載のとおり所有する当社の筆頭株主であります。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> </table> | 資本関係 | 株式会社東芝は、本日現在、同社子会社と合計で、当社株式を下記 3. に記載のとおり所有する当社の筆頭株主であります。 | 人的関係 | 該当事項はありません。 | 取引関係 | 該当事項はありません。 | | | | |
| 資本関係 | 株式会社東芝は、本日現在、同社子会社と合計で、当社株式を下記 3. に記載のとおり所有する当社の筆頭株主であります。 | | | | | | | | | | |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 | | | | | | | | | | |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 | | | | | | | | | | |

(注) 上記(7)及び(8)については当該株主の平成 26 年 12 月 31 日現在の数値を、(9)については平成 26 年 9 月 30 日現在の当該株主の大株主及び持株比率を、それぞれ記載しております。

3. 異動前後における当該株主の所有議決権数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	直接保有分		合算対象分		合計		大株主 順位
		議決権の数 (所有株式数)	議決権 所有割合	議決権の数 (所有株式数)	議決権 所有割合	議決権の数 (所有株式数)	議決権 所有割合	
異動前 (平成 27 年 3 月 31 日現 在)	その他の関 係会社	325,668 個 (32,566,800 株)	30.16%	2,773 個 (277,300 株)	0.26%	328,441 個 (32,844,100 株)	30.42%	第 1 位
異動後	—	31,500 個 (3,150,000 株)	2.92%	0 個 (0 株)	0.0%	31,500 個 (3,150,000 株)	2.92%	第 7 位

- (注) 1 総株主の議決権の数に対する所有割合は、平成 27 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 1,079,793 個を基準に算出しております。
- 2 合算対象分欄の議決権の数（所有株式数）は、株式会社東芝の子会社である東芝保険サービス株式会社の所有に係るものであります。
- 3 大株主順位は、平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- 4 異動後の議決権の数は、平成 27 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において決議した当社株式の売出しのうちの引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数 29,694,100 株に係る議決権の数 296,941 個（追加買取権全部を引受人が行使した場合）を除いた 31,500 個としております。また、下記 4. の異動予定年月日後に、前記「I. 株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシューオプションの行使により、当該株主の所有株式数は上記株式数よりさらに最大で 3,150,000 株減少する可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の 6 営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動による業績への影響はありません。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。